

空き家の**適正な管理**をお願いします。

人口減少や高齢化の進行に伴い、全国的に空き家が増加する中、適切に管理されず、老朽化の進行した空き家が問題視されています。

みなさまがお持ちの住宅についても、既に空き家になっているものや将来的に空き家となる可能性があるものなどありませんか。

周辺の生活環境に悪影響等を及ぼさないよう、空き家の適正な管理をお願いします。



所有者の責務

- 空き家の適切な管理は「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、空き家の所有者等の責務とされています。
- 空き家は、所有者の私有財産であり、管理不全な状態になることによって近隣住民などに悪影響を及ぼさないように、適切に管理しなければなりません。
- 管理不全な状態の空き家が原因で、近隣住民や通行人に人的・物的損害を与えてしまった場合は、所有者等である皆さまがその責任を問われるおそれがあります。

有害鳥獣等

雑草や雑木

不法投棄

不審者の侵入

管理不足で、ご近所に
迷惑をかけることも



空き家を放置すると・・・

- ① 雑草や雑木が繁茂することで、ハチ等の害虫が発生しやすくなる。
また、ゴミの不法投棄を誘発する可能性もあります。
- ② 建物の破損により、周囲への影響及び不法侵入など防犯性の低下。
- ③ 地域の良好なイメージを損ない、まちづくりに悪影響を与えます。

知っていますか？

シルバー人材センターの 空き家管理業務

中野広域シルバー人材センターでは、以下のような空き家管理業務を行っています。お見積り、ご依頼は直接、センターへご連絡ください。

業務内容

- 空き家の除草、つたの撤去、植木の伐採
- 空き家の見回り（窓の開閉等）
- 小破修繕（網戸、襖、その他の簡易な修繕等）

問合せ先

中野広域シルバー人材センター
山ノ内支所
☎ 0269-33-8502

空き家の提供をお考えの方へ

山ノ内町では、「空き家バンク」に登録し使用されなくなった建物に関する情報を町内外の方に提供することで、皆様の資産の有効活用を図っています。

- ◎町内に建物があるが使っていない
- ◎建物を使わなくなるので賃貸や売却をしたい

ぜひ、空き家バンクに登録
してみませんか？

詳しくは Web で検索！！

山ノ内町空き家バンク

検索

山ノ内町空き家に関する相談窓口

- 建物の管理に関すること 山ノ内町建設水道課 計画監理係 ☎0269-33-3114
- 空き家バンクに関すること 山ノ内町総務課 移住定住推進室 ☎0269-33-3111